

市民協働条例調査特別委員会

(平成25年 1 月 30 日)

○ 杉浦 貴委員長

それでは、時間となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を開催させていただきたいと思います。

きょうは、お手元のほうに事項書、お配りさせていただいております。

きょう、傍聴者の方、4名お見えになっておりますので、よろしくお願ひします。

お手元に出してある事項書に従っていきたいと思いますが、資料として、まず資料1ということで、資料①、前回1月15日の委員会で出されました主な意見をまとめさせていただいております。それが5ページですかね、またお目通しいたきたいと思います。

それから、11条の件で、前回、皆さんに決めていただいた部分がありますので、その部分を修正したもの、15条とのかかわりで、委員会の部分を12条のところを持ってきたという資料②をつけさせていただいておりますので、これも見ていただきたいと思います。

それから、もう一つ、資料ナンバーはついておりませんが、市民協働条例の、四日市のほうで事故の補償要領というのがありまして、これは、なぜこの資料が出てきたかといいますと、条件ですね。届け出の条件の、要件のところ5人以上というのがありまして、そのところが一体どういう根拠に基づいて出てきたかという行政側の部分で、第3条の市民団体5人以上の市民というところが根拠になっていきますということなので、これを出していただくということで出させていただきました。

きょうは、この補償要領、ここからスタートしまして、それで、11条の変更のところでは促進委員会とのところへちょっとさわりに行きまして、その後、前回いろいろお話ししました届け出制の問題やら、あと、委員会の問題、それからお金の問題、そのあたりを入れていけたらなというふうに思っております。

そんなことでよろしくお願ひをいたしたいと思います。

まず、前田部長、ご挨拶をしていただいて、この説明のほうをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ 前田市民文化部長

市民文化部の前田でございます。

市民協働促進条例について、委員会のほうでいろいろご議論いただいております、私

どもでも、また届け出制等についての考え方について、行政の側の発想として、いろいろ原案等はこういうふうにご提案をさせていただいておるところでございますけれども、議論の中で、例えば地縁団体との関係については、前回、非常に整理されるような方向性も見えてきたというふうに思いますし、公開のあり方についても、直接的なものではなくて、一つの方法論のご提案もいただいております、柔軟な対応も考慮に入れていくというふうなご議論もございましたので、私どもとしてもその辺も参考にして、いろいろ我々のほうの事業の進め方についても考慮していく必要があるというふうに思っております。

それから、今後、今現在、いろんな市民協働の施策や事業を進めておりますけれども、この委員会での議論の方向性というのも十分確認しながら、いろいろ補助金や事業委託のあり方についても考えていくようにしていきたいというふうに思っておりますので、そのように理解して進めております。

それから、今これから、届け出制の要件につきましては、山下課長のほうからちょっと、一度説明をさせていただきます。

○ 杉浦 貴委員長

ちょっと待って、すみません。

届け出の要件で5項目あって、そのうちの、これ、前回の資料にもありましたですかね。届け出要件ということで、市内で活動する任意の団体で要件を満たしていることということで6項目出ています。そのうちの二つ目、5人以上の会員で構成する事業であることという項目がありまして、この5人以上の会員というのはどのあたりから出てきておるのやということの根拠というか、それが市としては、今から山下課長に説明していただくところに意図しているということですので、お話を聞いていただきたいと思います。

山下課長、よろしくお願いします。

○ 山下市民生活課長

おはようございます。市民生活課長の山下でございます。

先ほど委員長のほうからお話いただきましたように、前回、届け出の要件ということで、5人以上の会員というのを対象に、私どもの出させていただいた資料にはさせていただきました。その根拠と申しますのは、きょうお配りをさせていただきました市民総合の保険のほうで、この中で、3条の3項で、市民団体という定義の中で、5人以上の市民とい

うことをここでくくりをさせていただいておりますので、それに基づいて5人という形をお示しさせていただきました。

が、しかし、これは、あくまでも私どもの保険のほうの縛りが5人という形で合わせさせていただきましたが、必ずしもこれに、今回のような議員さんにご意見をいただくのに、これによらなあかんという話ということではございませんので、議員さんの意見の中でいろいろご審議いただいて、その辺はご意見をいただければなということになります。

ただ、今後のことですが、その議員さんの意見の中で、例えばこれが2人とか、3人とかいうふうな形になってきますと、保険のほうも、当然これ、それに合わせた形にしていくということの必要性もございますので、若干その辺になってきますと、私どもの今、考えるのは、予算的な話も、またそういう意味ではご議論をこちらも、行政内部でもしないといけないですし、議員さんのほうにもお認めをいただくようなことにもなる可能性はあるというようなことは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今、お手元にあります市民総合事故補償要領の第3条3項ということで、5人以上ということで、こちらとの関連で5人以上と。

ただ、この委員会で人数をふやしたり減らしたりということは可能だけれども、保険とちょっと絡んでいますよと。減らせば減らした分だけこちらのほうも修正せんといかんという、一つだけちょっと、この5人以上というのはいろんなところへ影響しておるんですかね、この保険の5人というの。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

あくまでも、この5人というのは私どもが保険会社のほうに示す資料でございまして、それによって、例えばこれが10人なったりとか、2人になったり、それも保険会社がそれをどのような、当然2人になれば、多分対象がふえますでしょうし、10人になれば対象が減っていくというようなことで、それをどのように保険会社が査定をするかということだけでございまして、そのこと自体が、ほかの団体、各課のやつに影響を及ぼすというよう

なことは少ないのかなというふうには思いますが、ただ、各課も独自で保険を掛けてみえればそれは別なんです、例えば、これが、人数が下がる分には各課の対象が広がりますから、活動についてはこれでカバーできるようになりますけれども、逆にこれがふえれば、例えば10人以上とかそういうことになれば、各課の今、保険を掛けずに、これによっているところに若干そういう影響が出てくる可能性は否定はできないというような状況でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この件につきまして、質問、それからご意見等。

○ 笹岡秀太郎委員

確認だけさせてもろうてもいいだろうか。

これ、要綱は22年3月19日付で全部改正やね、これ、というふうに記載しておるけれども、念のために、この3条の3という部分が全部改正の以前の表記ではどういうふうになっておるのか。もしわかれば結構です、推移がもしわかればという意味で確認するだけです。

○ 山下市民生活課長

今、ちょっとデータがございませんので、すぐ調べて、今まで、これ、22年からということではございませんので、もっと前から始めていますので、推移についてはちょっとお時間をいただいて、調べさせていただきたいなと思いますので。

○ 杉浦 貴委員長

それでよろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

それで結構です、よろしくお願いします。

○ 杉浦 貴委員長

そうしましたら、この要綱の前の部分というのはすぐにできますよね。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

実は、これ、今、市民総合保険はもう管財課のところで持っておりますので、その辺でちょっと確認をさせていただかないと。

○ 杉浦 貴委員長

管財がやっておる。

○ 山下市民生活課長

管財課のほうで持っておりますので、申しわけございません。ちょっと確認をさせていただいて。

○ 杉浦 貴委員長

よろしく願いをいたします。

○ 樋口博己委員

ちょっとこれ、直接かかわりがいいかわからないんですけども、ボランティア保険、傷害保険ってあると思うんですけど、東北に行く場合でも、こっちで保険を掛けて、手続をして向こうへ行くとかあったと思うんですけど、あれ、団体とかいう個人でやる場合があるかと思うんですけども、これとはまた別の保険なのか、その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

委員さんがおっしゃっていただいたボランティア保険の件だというふうに、これは社会福祉協議会が掛けている保険でございます。これについては、おっしゃるように個人さんが登録をして、社会福祉協議会のほうに登録されれば、それは、あくまでも要するにボランティアというふうな形で保険を掛けてもらって、そうすると、もう個人1人で、例えば東北なんかに行かれてけがをされても、それは対象になるというような名目の保険にな

っております。

私どものやつは団体に対しての保険になっていまして、活動そのもののときということで、逆に、ボランティアに掛けていなくても、その団体として認めておれば、一々ボランティア保険に入っていないなくても対象にしますよと。ですから、人によってはダブっている方もおみえになると思いますし、全然入っていない方はこちらで救う形になるということになっています。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

関連で質問させてくれる。

これ、地震が起きた後に、個人のボランティアとか、市がどこかの学校の鍵をあけてと頼んでおる人たちがけがをしたりしたときに保険が適用されるわけ。団体にはなっていないし、普通は、ごみの当番でややこしいのが来て、けがをしたりするとこの保険の対象になっているんやわね。だから、紛らわしいケースがようけあるので、本当は一つ整理して公表してほしいけどな。

○ 山下市民生活課長

こちらの要綱の第6条の中で、適用除外事由というような事由がございまして、その中の6条の(3)ですね。例えば、傷害事故補償及び賠償責任事故補償に係るものの中に、地震か、もしくは津波、これらの随伴して生じた事故、または、これらに伴う秩序の混乱による事故が発生したときというのはこの保険の適用除外という形に、今の段階では、これに基づきますとそうっておるということになります。

○ 小林博次委員

だから、地震が発生したときというのは、どのぐらいのときがときなんかわからんけど、地震が発生し、津波が発生し、終わって、動き始めてけがをしたやつはこれの対象にはその場合はならんという考え方。

○ 山下市民生活課長

その辺につきましては、確かに委員のおっしゃるように、例えば、そのときは、当然そのときに付随して、揺れておる間にけがをしたとかそんなのは、多分これでいくと対象外と思いますけど、しばらくたって、何かボランティアをされたときにはどうなのかという話だと思うんですが、それは、この辺については、その詳細について、やっぱりこれ、そのときそのときの保険会社とのある程度のすり合わせといいますか、話し合いも出てくる場面もあるのかなというふうには、今の段階では、必ずあかんというのか、必ずええという話については、少しその協議の中でということでは今のところ、ちょっとお答えができないのかなというふうに思っています。

○ 小林博次委員

それは直接はそうやけど、終わってからやね。

○ 笹岡秀太郎委員

その後の事象って書いてあるな。

○ 川村高司委員

地震が起因で、大分たってから、地震が原因の、例えば火事の場合でも出ないんですよ。

○ 小林博次委員

それはそうやわな。市が頼むわけやな。助け合いでこうやってしてくださいと頼んでおきながら、けがをしたり、重大な事故のときに保険が適用されないとしても市が補償する必要があるわけやな。

○ 杉浦 貴委員長

そのあたりはいかがですか。答えられますか。

○ 小林博次委員

いやいや、答えられやへんから、そのあたりは、やっぱりきちっと整理してあげてもらわんと。

○ 山下市民生活課長

申しわけございません。確かなことを申し上げられないものですから、ちょっと、地震のときの保険という、保障といいますか、国の災害対策法か何かの中で、例えば、市がこうやってやってくださいと言ったときにけがをしたとかというやつについては、その災害対策法の中の救済があったような気がしますので、一回この辺については、危機管理室に確認をさせていただいて、こんな場合は出るんですよというのがあれば、それをお示しさせていただきたいと思いますので、お時間をいただいて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○ 小林博次委員

対応できているやつもあるんやろうな。

だから、ちょっと整理してもらって、ここへ示しておいてもらおうとわかりやすけどな。

それと、これが質問やけど、団体5人となっていますけど、全く個人でやっているやつがあるわけね。子供たちの安全を守るために旗振りなんか、頼まれなくても一生懸命やっている人がおみえになるの。これ、別に補償も何も求めているわけじゃないんやけど、でもやっぱり、それは最初にすべきことやと思うんやわな、どこかで認知してやれば。

それから、もう子供が学校へ行かん、箸にも棒にもかからん人たちを、実際に中央幼稚園の後で、今、対応していると思うんやけど、それらを助ける人たちは、2人とか3人の団体にもなっていないんやけど一生懸命やっておるわけや。

それで、市のほうに支援を求めると、全く箸にも棒にも、もう蹴飛ばされるだけ、力が弱過ぎて。でも、そういう活動もあるわけで、大人数でやれないから、こういうのは。そういう種類のものもたくさんあるので、だから、市民団体5人以上とか言われるとちょっとつらいところがあるんと違うかなと。

だから、それに準じる規定を入れておいてくれれば、人数が5人以上でも、なおかつ5人に準じるような扱いができるということも定めておけばええんやけど、そんなことも考えてください。

○ 加納康樹委員

市民活動総合保険に関しては、ちょっと忘れましたが、七、八年前に一般質問をさせてもらって、そのときに非常に曖昧であるということは指摘をさせていただいたし、市民に対しての周知もなっていないということは指摘をさせてもらったけど、それが大して進んでいないということのあらわれだと思っています。ちょっとそこところはちゃんとして欲しいんですが、でも、ここの委員会としては、余り保険のところに踏み込むのは、今、課長が最初に説明してもらったとおりで、あくまで市民協働をどうするのかというところで話をさせてもらって、それを決めた上で、じゃ、保険をちゃんとリンクさせるということを考えて、委員長、これは区分けして考えないと議論がぐちゃぐちゃになると思いますので、そんな進め方をお願いしたいなというふうに思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

だから、要望したわけね。

○ 杉浦 貴委員長

今、小林委員のおっしゃったのは、届け出要件の中で、5人以上の会員でという提案が行政のほうから出ていて、その根拠はこれだという話で、これはもうこれでおしまい。

今、小林委員が言われたのは、5人というのは、1人でもやっておる方がみえるので、届け出制とすれば、その5人という限度を下げるべきではないかというご提案だというふうに理解しておるんですけど、そういう区分けでよろしいのでしょうか。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

これについて、特に行政のほうとして5人じゃないといけないという理由はないように思うんですが、それは間違いないでしょうか。

○ 山下市民生活課長

今の段階で5人ということになっておりますので5人と申し上げたところでございまして、ただ、私どもとしては、例えばこの保険に全部網羅をするのか、今言いましたボランティア保険のほうでカバーができるような形にするのかという、いずれにしても、その活動の方たちが何がしかの補償ができるような方策というのを考えていかなあかんというふうに思っています。

ですから、これで全て網羅するというようになってくると、少しお金の問題とか、そういうのがちょっとまた出てくるかもわかりませんので、その辺は十分、こちらのご意見を踏まえた中で、うちのほうは、それを踏まえて検討していきたいなというふうに思っていますので。ですから、今の段階で5人にこだわっているということではございません。

○ 杉浦 貴委員長

それは保険の話だと思いますので、今言っているのは、届け出の要件として5人というのは委員会のほうで……。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

議論の中でこの5人にこだわっていただくということは全然考えておりませんのでという形でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今も小林委員のほうからそういう、5人という、これは、要件がコンクリートされたものではありませんけれども、一番結構、人数の問題ですので、足りない人やら、オーバーしている団体はいいんでしょうけれども、足りないけれども、きちっと活動してみえる方も確かにおみえになるかもわからんわけですけれども、その辺のところ、この5人以上の会員で構成するというここらあたりについてどうでしょうかね、何かご意見。

小林委員の話やと、1人でもええのと違うかと、届け出をするという意味ですね、1人で届け出をされる、団体か個人かという部分はありますけれども。

○ 川村高司委員

対象とする善意というかボランティア、その規模を問うというのはどうなんだろうなと。今、冷静に、日本人として奉仕の心とか、1人でちょっとでもみんなのためにと思っているのに、わざわざそれを市に届け出て、わびさびの心を持っている日本人かがわざわざPRするかのごとく届け出て、私はこんなボランティアをやりますというのは普通はしないんじゃないかなと思って、それよりも、全面に出なくても、一人一人が公共のために奉仕の心を持ってやっていただくという本当に草の根的な活動を啓蒙するほうが大切なんだろうなと。改めて届け出制となると、大規模なボランティア活動に対して云々という議論をするのか、本当に善意の心を市民に啓蒙するののかによって議論が、またこれも大分変わってくるのかなとは思いますが。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

そうすると、この5人以上というような区切り自体がちょっと無意味というか、非常に難しいところですけど、これはこれで、やるとしても、意識の改革って、今、意識をおっしゃった、届け出をせんでもやるようなそういう教育実施権利なのかなちょっとよく分らないですけど、それを大事にするような施策なり何なりもやっていったほうがええんじゃないかみたいな、そういうことですかね。

非常に難しい、要件をどうするかというところなので、本当に難しい部分があるので、確におっしゃるように、大きな組織、NPOでも自治会さんでもそうですけど、小さいところというのはやっぱり埋没してしまう可能性があるんで、このところというのは大事だとは思いますが。

○ 川村高司委員

一般市民の方が、本当に周りの公共のためというか、地域のためと思う人たちが、この条例の適用の範囲に入りたいと思うか、思わんかというか、わざわざそんなのどうでもええというか、本当の善意があれば、条例があるから、じゃ、5人集まらなあかんわとか、それはちょっと違うようなニュアンスにもなってきますし、じゃ、既存の、ある程度の規模のボランティア活動をしていただいている団体もありますし、その辺の本来の市民、また私は議論を原点に戻してしまう癖がどうしてもあるのであれなんですけど。

○ 伊藤嗣也副委員長

ちょっと関連なんですけど、私が市民協働条例調査特別委員会の議論をしている趣旨は、1人でも市民の方が参画する環境を整えるというのが主たる目的かなと理解しているんですね。

先ほど、例えば、ごみの鍵を開けたりとかいろんなこと、私、自治会とか、市民の方、ほとんどの方が自治会員になっておられると思うんです。ですからその辺を、だから、地縁団体については特別な形での捉え方をというようなご議論もされておると思うので、その辺をもう一度、委員長、これ、整理していただいて、この委員会のあり方といいますか、到達先についてちょっと交通整理をしていただくとありがたいなと思いましたもので、すみませんが。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

非常に難しい、難題なんですけれども、要は、何か市民の活動に関して根拠を与えるというか、自治会のほうもそう、それから、NPOさんのほうもそうですけれども、条例でもってバックアップするというか、それと支援の部分が、場所やら、お金やら、いろんなものでもって活動がやりやすいようにするということでずっと動いてきているわけですが、恐らく必要がないというふうには、僕は、それは確認されているんじゃないかというふうに、推進条例をつくって、より市民協働を推し進めていこうというところはもう確認されているんじゃないかと思っておりますので、あとは、今、こんなところなんですけれども、届け出になりましたので、前は登録制だったというところがあって、登録するには、人数的なものもありますので比較的やりやすかったわけですが、届け出制になって門戸が広まった分、人数をどうするかというのは本当に、1人でもやれる活動ができるわけなんで、そういうのもきちっと拾えるように。拾えると言ったらおかしいですけど、できるようにしていくのが正しいのか、ある程度の、やっぱりラインというのは、団体を想定している部分がありますので、一定の団体ということになると5人かどうかというような、一つの基準ですけれども、そういうものが出てきているんだろうというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。人によってすごい違うんじゃないかと。

○ 樋口博己委員

この条例の制定に向けては、まず、市民協働を促進するということが一番趣旨やと思うんですよね。それで、いろいろご議論があったところで、予算を伴うものに関しては、少しハードルが高くなるという仕組みになるというようなことだと思うんですけれども、届け出要件に関しては、この5名というのは、あえて何人以上というのは必要ないのかなというふうに思っています。

川村さんが言われるように、この条例を制定することで、啓発という、推進するということで、1人で個々に動いていただくのは、もうこの条例にのっとっていただいた話だと。

豊田さんがいつも言われる、事業を受託する、予算を伴う場合になると、少し、1人ではやっぱり、会計報告とかお金を扱うと、1人で完結するのは非常に難しいんだろうなと、公益性、公共性が伴わないのかなと。そうすると、これは2人なのか、3人なのか、5人以上と言われるとちょっと難しいんかわかりませんが、複数人でそういう、手を挙げて、受託して、事業が終われば決算報告もするとなると、やっぱり複数以上、何人か必要のかなと思うと、届け出要件に関しては、あえて人数はなくても、おのずと事業として予算を伴うものに関しては、ある程度複数の人数がなければ、結果としては、こういう事業を置きたいんだと予算をもらえる、取れないんじゃないかなという、そこで少しフィルターがかかるのかなと思いますので、届け出要件に関しては、人数というのは特に必要はないのではないかなというふうに考えています。

○ 杉浦 貴委員長

今、樋口さんから、届け出要件に関しては、人数のあれは必要ないのではないかと。ただ、事業化する、あるいは予算化していく段階では、1人ではちょっとなかなか難しい面があるのではないかとということで、そこらあたりでは一定の固まりみたいなものを意識されているような感じでしょうかね。やっぱり1人では無理というような、事業。

○ 樋口博己委員

手を挙げてこの事業に申し込むといったときに、審査において、やはり1人では本当にこの事業、できるのかなという判断が働くと思うんですよね。この事業であれば、やはり10人ぐらいの規模、人がいないと、この事業としては受けられませんよねと。予算の規模

にもよりますけど、そこで少し人数というのが精査されるのかなというような感じです。

○ 杉浦 貴委員長

1人やと交代もできませんしね。病気になったりとか、都合が悪うなるとできなくなってしまうというのは確かにあるので。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

樋口委員からそういう、届け出要件としては要らないんじゃないかというご意見が出ておりますが。

○ 中村久雄委員

もう一度確認したいんですけども、保険のほうの市民団体、5人以上というふうな形にやったときに、その5人という数字を出したのは、特に大きな根拠があるわけではないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○ 山下市民生活課長

少し私どもで昔のデータから、笹岡委員に一度資料請求をしていただきましたが、それを見ないと、どういう経過で、10人だったのか、もともと5人だったのかというのは、ちょっと私、わかりませんもんですから、それが変わっているということになると、10人から5人変わったときに何かがあったのかなと、そういう拡大をせいという話になったかもわかりませんし、その辺、確認をしてからでないと、少し、5人になった根拠が以前からかというのがちょっとわかりませんもんですから、申しわけございません。

○ 中村久雄委員

私は、この市民協働条例の目的が、上の段にありますように、市民活動の理解を深めるとともに、市民活動団体のネットワークづくりや、要は連携で市民活動がより活性化することが大きくうたわれておるという中で、活動してもらう方と保険はやっぱりリン

クするべきやと、何かあったときのために。その市民も、最低限の保障でも、病院に行ったら1回2000円というやつが、ちょっとでもありますよということは絶対必要やと思う、この条例をつくる中でも。

そこで、5人以上という5人の根拠がまだ確定というか、はっきりわかっていないですけども、何人以上にしろ、やっぱり団体ということなので、川村さんのおっしゃるような、1人で草抜きやったり、旗当番をしている方、自分のライフワークとしてやっている、全然届け出をしようなんて思わないと思うし、その活動を広げようと思ったら、その自治会や学校のPTAなんかが、もういつもどうもありがとうございますと、次、PTAの中に名前を入れてくださいよという形で、もうそこは団体という形で保険に適用できるような要件は満たすこともできるかと思うんですよ。

そういう形でやっている方を広げていく、その人のやっていることを広げていく、また、その人から、私も手伝うわと、誰々さん、旅行に行ったりするときは、大変でしょうから手伝うわというような善意の輪が広がることを目的としているんだから、だからこの、やっぱり届け出の要件としての人数は保険の人数と合わせて出すべきやなというふうに思います。だから、それが、そういう活動がどんどん輪が広がっていくためにもそうすべきかなと思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 森 智広委員

各種団体が登録するメリットって何なのかと考えると、誰でも登録ができる状況ですので、ネットワークを、リストがもらえるかどうかはわかりませんが、だから、そこで保険と一緒にしたほうが、メリット享受という意味では、市民の方にとってはわかりやすいのかなとは思いますが、一方で、個人とか2人とかを登録し出すと、ちょっともう收拾がつかんようになってくる可能性もあるので、ある程度メリットを享受できるのであれば、じゃ、5人まで集めようかみたいな、5人って、今回、ちょっとわからないですけど、そういう動きもあると思うので、そういう動きを促すというのも一つだと思いますし、逆に誰でも登録できるということにして、保険の対象人数を下げると、また財政出動が伴うことになるので、幾らふえるのかというところをしっかりと押さえた上でや

っていかないといけないと思います。別に基準が別々でやってもいいというふうになれば、それはいいんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

現状程度のくくりは必要ではないかというような理解でよろしいですかね。

○ 森 智広委員

いや、別に1人でもいいんですけど、保険と合わすべきやなというのはあります。

○ 杉浦 貴委員長

保険をちゃんときっちりやっておくという。

○ 森 智広委員

1人からでもいいんなら、どれぐらい保険料がふえるのかというところも踏まえた上で進めていかないといけないなど。

○ 杉浦 貴委員長

何倍になるかわからん。ありがとうございます。

いろんな意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

中村さんの場合は、自治会活動やらNPOがカバーするとかいうのもよろしいんですね、活動としては。どこかがカバーするようなイメージ。1人の活動の人の、あれは、どこかが取り込むという言葉は悪いかかわからん。

○ 中村久雄委員

例に上がった地震のときも、学校の鍵をあけることでいったら、その防災会が、どんなになっても、仕事していくというふうに考えれば、できるわけだし。

○ 杉浦 貴委員長

活動をきちっと把握して、それをきちっと防災会の中の活動として把握して、入れておくということやな。

○ 中村久雄委員

だから、そういうことも防災会だったらできるし、旗当番をやっている方が、あるいは、PTAが、それは認知して、いつもすみませんね、ありがとうございますというふうなお互いの活動の評価も、そこで、そういうことでもやりがいも出てくることですし、そういうふうにはできるんじゃないかと。

また、自分1人でやっている人は、自分のライフワークでやっているのだから、届け出をしていくことは、さらさら思わないというふうで考えるので、だから、そういう方たちを救うためにも地域が必要じゃないかということで、団体として人数は保険と合わせて、どういう状況で参加するということも押さえていくべきやなというのを。

○ 杉浦 貴委員長

今の状況やと、要件としてはこれでいいのではないかといいことですね。ただ、その裏にはそういう活動が必要やということ。

○ 中村久雄委員

そういう方たちも救ってあげられるような。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 杉浦 貴委員長

そうしますと、やっぱり保険との関連というのは、これは必要だというのは間違いないですよ。

ただ、届け出のところと、要は保険、予算化のところとで区別をするかどうか。樋口委員がおっしゃっていましたが、要は、できるだけ広く届け出をしていただけるように、届け出の要件については人数のところを外してしまう。

ただ、外して、保険のところをちょっとアイデアが要るかと思えますけれども、そういう考え方がとれるかどうかという、保険とのリンクを、最初、届け出のところから意識しながらやっていくか。1人でもええんやったら、保険は1人でもできるような形で、財政的な支出がどうなるかというのは、確かに森委員がおっしゃるようにすごく大きくなるかもわかりませんが、リンクさせたまま、届け出の要件と、事業するときの話もそのままいくような形、リンクを外すか外さんかみたいなところはどちらかに決めたほうがええのかなと。

それか、もう保険とセットで、最初から人数制限というか、それは何らかの制限は必要なんで、それは必要だと、外す、不要というよりも。

○ 川村高司委員

参考資料として、今、実際何件ぐらい保険に加入しているとか、支払い実績とかというのは、あくまで参考程度ですけど、その辺、わかるものがあればなどは思いますけど。

○ 杉浦 貴委員長

山下課長、これ、わかりますかね。

○ 山下市民生活課長

これ、私どもでも持っておりませんので、管財課で確認して、出る資料でございましたら、それは出させていただきます。

○ 樋口博己委員

今、ここで確認いただいているんですか。

○ 山下市民生活課長

今、ちょっと考えておるのは、休憩をいただいた時間帯に管財課へ行って、それがすぐに出そうのかどうかの確認はさせていただくということです。それが出せるものであればお示しをさせていただきますし、それがすぐに出ないということであれば、次回ということでご容赦いただかなあかんかなというふうに思います。そういうことでございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

それじゃ、参考資料としては、それ、ぜひともお願いしたいと思いますが、届け出の要件として、やっぱり人数制限、これ、三つ目に、いわゆる会則やら事業計画、それから、予算、決算を示すことのできる事業というか、団体という項目もあって、これ、いわゆる事業の予算をいただいて動くときのあれになるわけですけども、やっぱりここら辺との絡みも含めてどうでしょうか。やっぱり保険と絡ませた、リンクした人数というのは必要ではないかと思われる方、もしおみえになりましたら採決させてもろうてもよろしいか、それ。よろしい、決めていかないかので。採決する、決をとるのにはちょっと違うんじゃないかというご意見があればあれですけど。

○ 加納康樹委員

さっきも申し上げたように、市民協働条例を考えるに当たっては、じゃ、届け出で団体は何人であるべきなのかという議論をまず尽くしたほうがいいところがありますが。

○ 杉浦 貴委員長

そっちのほうで。それは確かにそうですね。今、保険とちょっとリンクするような感じになっていますので、登録制から届け出制に変えた趣旨とか、それから、届け出制にしたことによる財政の負担なり何なりということも考えながら、要件をもうちょっと検討したほうが、本質というか本論としては確かにそのように思いますので、もうちょっとこのところ、ご意見をいただきたいと思います。

例えば3人だとか、数を減らすという、ふやす方はおみえにならんとおもいますが、その辺、どうですかね。保険とリンクさせるということやと、保険の考え方を行政と合わせるみたいな話になるんですけども、この5人というのも、今、調べてもらっていますけど、どういう根拠があるのかちょっとわからない部分もあるので、できればこちらで人数を決めて、それに従って行政のほうで保険を掛けてもらう、カバーしてもらうというのが本論で、そのとおりかなと。

○ 中村久雄委員

5人となった根拠をわかるものがあれば、我々もすぐ理解できやすいので、一旦ここで

休憩をいただいて、出していただいたら。

○ 杉浦 貴委員長

今のところこれがそうですね。

○ 中村久雄委員

いや、だから、それが5人に決まった何か根拠、まだ全部改正になっているわけなので、その前からどういうふうな理由で、もし人数が変わっておるのであれば必要なのか。団体というので、やっぱり会長、副会長、会計、書記と云々考えたら、5人ぐらいはやっぱり切りのええ数字でいいんだなというふうに思いますけれども。

○ 杉浦 貴委員長

これって、保険会社との関係なので、5人でなければいけない理由なんていうのは、本当は根拠はないんじゃないかと思うんですけど。

○ 中村久雄委員

だったら、保険を5人とした理由がわかれば、それを調べてくれるというので、一旦休憩してからまた議論したほうがよいのかなと。

○ 杉浦 貴委員長

多分5人が納得するような理由というのは、多分ないんじゃない、僕は保険会社との関係だけやと思っておるんですけど、こっちから出ていく思いというか、そういうものではないんじゃないかと思うんですけど、いずれにせよ、今からちょっと休憩させていただいて、調べてもらいまして、その後、ここ、また話し合いをしたいと思います。

休憩します。11時5分までお願いします。

10 : 49 休憩

11 : 06 再開

○ 杉浦 貴委員長

それでは、時間となりましたので、進めていきたいと思います。

今、出してもらったこれだけでええな、1枚ね。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

そうしましたら、お手元に実績という1枚ものが出ておりますので、説明をしていただきたいと思います。

○ 山下市民生活課長

市民生活課長の山下でございます。

お手元にお示しをいたしましたのは、平成18年度から24年度の現在までで幾ら、事故件数がどれだけあって、支払った金額が、これだけの金額は支払えるというような実績でございます。

それで、あと、先ほどお話をいただきました5人の話でございますが、管財課のほうで確認をしておりましたら、平成16年にこの保険とか、いろんな各課が持っておった保険の一部を統合した段階で、その段階ではもう5人になっておったということはわかったんですが、その以前、この活動保険の以前は公共奉仕活動保険という、ただ、市民生活課が持っていた保険なんです、そのデータがすぐに出てきませんもんですから、もう一度ちょっとお時間をいただいて、以前のやつを次回までには調べさせていただきたいなというふうに思いますので、ちょっとお時間をいただけないかなということで、今の時間では、ちょっとよう調べ切れなかったもので、申しわけございません。

ただ、16年のときはもう5人にしていたというのは事実でございますので、申しわけございませんが以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

あと一つ、今現在、費用としてどのぐらいの金額が出ているのかと、これは保険金のあれやね、これ。

○ 山下市民生活課長

そうですね。現在幾ら払っているかというのは、すみません、今、ちょっと資料をとり
にいておりますが、今の24年度については500万ぐらいだというふうに記憶してありま
す。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございました。

この資料、その他を見ていただきながら、届け出要件の2項の5人以上というところ、
どのようにしていくのかということで、またご議論をお願いしたいと思いますが、いかが
でしょうか。

○ 山口智也委員

私ども、樋口委員がおっしゃったように、あえて5人とする必要はないのではないかと
いう立場なんですけれども、というのは、例えば、さまざまな事業をこれから展開してい
く中で、2人、3人の団体、そこからスタートする団体もあると思うんですね。そういう
団体にもしっかり門戸を広げて、市民協働の担う人をふやしていくということがまず第一
の目的であるというふうに捉えておきまして、保険の件は、やはり、それでも2人、3人
の団体についてもしっかり補償していくということは、これも重要なことだと思いますの
で、その部分、補償の要綱の改定も含めて、そこはもうどれだけ保険料が上がるかとい
う話やと思いますので、保険会社と協議をしっかりと、今後検討していただくということかな
というふうに捉えています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

事業展開していく当初のところは2人とか3人とかという場合もあって、その辺も含め
てカバーできるような届け出要件がいいのではないかと。保険はそれをバックアップする
ということになるんでしょうけど、そういうご意見でございます。

○ 森 智広委員

これ、支払われた金額もそうなんですけど、やっぱり掛金がどうなるかというところだ

と思うんですよ。仮にこれが500万を掛けていて、1人からでもいいよだったら、何千万になるんやったら、もっと違う形でのお金の担保の仕方があると思うんですよ、団体に対する。

ですから、やっぱりそこが見えてこないと、金額も分からへんのに下げただけというのはちょっと無謀かなというのはありますけど。

○ 杉浦 貴委員長

これは、何かシミュレーションみたいなものは、保険会社とのあれで、金額的なものというのは、ある程度わかるようなものって出せるんですかね、出せない。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

実は、この保険、今のところ、去年もそうだったんですが、今、この保険をやろうというか提案をするというところが2社ぐらいしかない。ですので、その2社に対して見積もりをとることは可能というふうには考えております。

ですから、条件提示をして、2人だったらどうなるんだという話。ただ、なかなか保険会社さんも、すぐにぱっと出していただけないもんですから、努力はさせていただいて、この4月ですか、次回のときまでに、保険会社さんのほうに2人やったらどうなるとか、3人やったらどうなる、この部分の変更がどうというのは一度確認をさせていただいて、いただければ、その方向で金額を出してもらおうというようなことは可能かなというふうに思っていますので、一度保険会社のほうに当たらせてもらおうかなというふうに思っています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

先ほど、加納委員から本質論というか、この委員会が届け出要件の人数を決定して、その決定したものに保険が絡んでくるというそういう考え方でいくんですけれども、そういう意味からいうと、何人にするかというのは、やっぱり苦しいけどここで決めやんといかんのかなという。

○ 加納康樹委員

決めるほうが、保険とのリンクというのを過度に意識するならそうだと思うんですけど、あくまで届け出をされる場所、川村高司委員のところの意のあるところは酌めないかもしれませんが、届けていただいたのを前提として、それが団体を名乗っていて、それが2人なのか、3人なのかという場合もあるでしょう。ですけど、団体なので、普通に考えれば5人以上ぐらいいるんだらうなというところで考えると、保険屋に聞くときも、全部1人という聞き方をしたらだめなので、5人以上が従来のもので、今回、こういうふうな制度によって届け出があったレアケースで少ない場合もありますよということで聞けば、もともと31万人、保険がかかっているんですから、そんな保険比率が高くなると思えないので聞き方を間違えないでください。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 森 智広委員

これ、もう次、出していただいてからでいいんじゃないですか、議論。

○ 杉浦 貴委員長

そうでしょうか。

これ、ちょっとペンディングにして、ほかにもまだ議論すべきところが今日はありますので、そちらへ動かしていただいて。

○ 川村高司委員

動く前に。蛇足ながら。

結局500万ぐらいに掛金でというお話だったんですけど、過去、今まで幾ら掛けて、要は保険というのは金融商品なので、賠償責任が生じたときに、財力がないから払えません、だから少ない掛け金で、保険会社がみんなから集めてそれを払うと。

運送会社のトラックなんか、全部、あれ、自動車保険を掛けていないですよね。実際に事故が発生したときの賠償金を払ったほうが、保険を掛けるよりも安く済むという解釈から、なので、これも実際、費用対効果というか、今まで掛けてきて、じゃ、その掛け金ぐ

らいを基金でプールして、事故が発生したときに出すというふうにすると、届け出云々は関係なしに全員が担保されてしまうことになるのでということもちょっと検討する上ではということ。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

参考にしていただくというか、考えていただいているのかわかりませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

○ 樋口博己委員

次回、その資料を出していただくときに、裁判になっているボランティア保険はどういう制度になって、保険料がどんなふうになっているのか、それもちょうと参考資料としてお願いしたいと思います。

○ 杉浦 貴委員長

資料、その他よろしく。

この16年以前の根拠になる5人のところというのは、これは資料も残っていて、割と簡単にわかるんですかね、次回まで。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

どの辺まで資料が残っているかというのは、ちょっと倉庫へ行ってめくらないと、保存年限からいきますと、基本的には10年から、ああいうのって5年ですものですから、ちょっとそれはそのときに調べさせていただくということで、申しわけございません。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

では、この届け出要件の人数の項目につきましては、ちょっとペンディングにさせていただいて、今回、議論をしようと思っておりました資料②の11条と15条との関係で、前回、コンクリートしましょうということでした部分をちょっと議論したいというふうに思っ

おります。

資料②を見ていただきたいと思いますが、当初の条例案では、第11条、右側ですけれども、第2項がありました。前回のときに、1項目だけでいいではないかということで、ごらんいただくように1項目だけにして、ただし会議というか2項目のところを、15条にありました市民協働促進委員会の中へ、これを12条という形で関連性をわかるようにして、その上で2項のところを下線で一つ、前条に規定する市民協働促進の検証、それから、2項で、その他市民活動の促進に関する重要事項に関することということ調査審議し、市長に意見を述べるができるということではめ込みまして、書かせていただいたんですが、これでよろしいでしょうかというところからちょっと議論をお願いいたしたいと思います。

11条については、資料①の1ページ目の一番上のところですね。第11条についてということで、そのこのところにちょっと意見が出た部分を書いてございますので、それをちょっと参考にさせていただいて。

15条の2項は右側の下線のところ、このところが左側の、これ、1項、2項ということで分けまして書かせていただいたということになっております。それで、11条の2項目がこの中に飛び込んできているという形になっておりますが。

○ 芳野正英委員

私がかつて提案させてもらったような形なので、大筋というかあれなんですけど、ただ1点、この12条の2項の1号の協働促進計画の検証なんですけど、市長が計画をつくって、協働委員会が、それが市長が書いた計画どおりに進んでいるかを検証するのか、市長がつくった協働促進計画を、計画全体を改善していくことを検証するのか、その辺の制度設計がちょっと、イメージとしてどっちかなと僕も考えるところなんですけど、一応全体像で見ると、プラン・ドゥー・シーのやつがあるとすると、プランは市長がつくって、もちろん市役所が実行して行って、シーの部分が促進委員会なのかなと。それをもとに、また市長が、例えば、10年ぐらいたったら、この促進計画を変更するのは変更するとか、そういうサイクルなんかなというふうには思うんですけど、それは一応、ここでも確認をしておいたほうがええかなと思うんですけど、そういうことかなと僕は認識をしています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

おっしゃったとおりだというふうに、私、個人的には思っています。計画についてのところ、ちゃんとPDCAで回ると。

あともう一つ、2項目の市民協働全体についても、要は促進がきっちり、いろんな全体を見て進んでいるのかどうかと、不足の部分はないのかとか、問題点はないか、課題はないのかというところは、これはこれで全体を見るという形になるので、よく似たような感じですけど、計画を見るのと、年度別の全体を見るみたいな感じになるんだと思いますけど、長短の課題を探すということでええのかなという、ほとんど同じことを繰り返し言っているみたいな感じになるんですけど、おっしゃるとおりやと思いますが、ほかにご意見、いかがでございましょう。

○ 豊田政典委員

修正案と芳野委員の言われるところは賛成なんですけど、修正案の大きなところは賛成なんですけど、修正案の12条の2項のところの、要するに、名前は別にして、検証する機関、会議体が、市長の諮問に応じというところがひっかかる場所なんです。

各種計画の検証機関は既にあると思うんですけど、それは、市長の下に置かなければ置けないような気もするんですけども、諮問でない形もあり得るんじゃないかな、より独立した形で、例えば、教育委員会だったら、市長が任命するけれども、独立性というのは独立していますよね。そこをきちんとしておかないと御用の機関になっちゃうので、そこを歯どめをつくる方法を考えなければいけないなというところで、諮問に応じという。

○ 杉浦 貴委員長

独立して動けるようにという。

○ 豊田政典委員

そんな良法があるかよくわからないですけど、ちょっと参考があれば、方法があれば教えてほしいなと思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

独立性を確保するというか、御用機関にならんようにするための、独立性確保みたいなところというのは、今のいろんな制度があると思いますけれども、その中で、比較的独立

性が高く保たれる委員会形式というのはどんなんでしょうと。

田中市長の政策を検証する委員会みたいなのがありましたよね、あれも……。

○ 前田市民文化部長

基本的には、市長が置く付属機関のような形になってしまったのが基本やと思いますね。市長も、その検証委員会も、基本的には市長があれば諮問しているはずなので、評価委員会といっても、基本的には市長の一種の機関のような形で運営はされているものだと思います。

教育委員会などは、自治法上、そういう規定を別途設けたそういう行政委員会ですので、そういうものになかなか持っていけるのかどうか、もう少し私ども、検討して、整理をさせていただかないと、ちょっとここで即答させていただくのは、勉強不足なので、申しわけないです。

○ 杉浦 貴委員長

そうしたら、その辺のところ、ちょっと検討していただけるということ。

○ 豊田政典委員

僕はそう思うんですけど、この委員会で同意ができるかどうか。同意ができるのであれば、向こうも、行政も研究してもらい、我々も探っていく必要があるのかなと思うんですけど、その議論、皆さんの意見を聞きたいなと思うんですけども。

○ 杉浦 貴委員長

豊田委員の独立性を確保すると、市長の諮問機関というよりも独立して存在するというような形がいいのではないかということですが、それについてのご意見をいただきたいと思う。

○ 芳野正英委員

僕も、独立性ってどこまでの独立性かとかはあるとしても、その時々で、委員会の判断でそういう検証ですとか、重要事項の調査ができるようにしたらいいのかなというふうに、それが独立性といえればそうなのかなと思いますので、確かに市長の諮問に応じと書いてし

まうと、諮問がなければ調査ができないということになってしまうので、独立でそういう調査とか審議をする権限というのはあるようにつけたほうがいいかなと私も思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

独立性を確保したほうがいいのではないかというご意見ですが、ほかの方、いかがでしょうか。

○ 伊藤嗣也副委員長

豊田委員と芳野委員のご意見に基本的に賛成なんですが、それをきちっとしていくために、委員の選定ですね、この委員の選定が非常に大事なウエートを占めてくるというふうに思っております。その辺はどのように理解されるのか、ちょっとご意見を、すみません。

○ 杉浦 貴委員長

今は全く、これというアイデアは持ち合わせていません。人数的なものも、10人ぐらいがいいのではないかということだけで、もっと少なくてもいいかもわかりませんし、その辺も、この委員会で骨格をつくるというようなことで考えています。

むろん行政の方、意見等は参考にさせていただきますけれども、この委員会の思いというか、それも選定のところはすごい思いが入ってきますので、この委員会で決めたいというふうに思っております。

○ 加納康樹委員

前段でご提起になった諮問なのか、違う方法があるのかというところは、もう、ただ単純に持ち帰ると理事者も言ったので、もうちょっと時間があくのもったいない気もするんですが、テクニカルにそういうことができるのであれば、私も大いにそうすべきだと思うけど、かなりハードルが高いのであれば、固執する必要はないと思うという程度でまとめていただければと思います。

○ 杉浦 貴委員長

おっしゃるとおりだと思います。

諮問性といわゆる行政委員会みたいな、両極端だと思いますけど、調べていただいて、どこまでやれるのかというのが判明して、その中で決めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 芳野正英委員

今、僕も資料で他市の条例案なんかを見ていたんですけど、諮問に応じを入れているところもありますけれども、逆を言うと、市長の諮問に応じをなくしている部分の条文もあるので、そういう点でいうと、調査研究をする機関なので、なかなか教育委員会ほどの独立性というのはないと思うんですけど、じゃ、何をもって独立性と言うか、独自の判断かという、独自の機会調査をするタイミングを持てば、かなりそこは独立性を持つのかなと思うので、早い話が、これ、市長の諮問に応じる文章を消してしまえば、委員会としての大きな役割は持てるんじゃないかなというふうには考えるんですけど、さらに何か独立的なことというのは考えてみえますか。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

市長の諮問に応じというのを書かないということで独立性はある程度確保できるのではないかと、その辺も含めて見てもらうのかな。委員会の位置づけみたいな、どういう委員会ですかというのがわからなくなってしまうような気もするので、大抵の委員会のあり方がいろいろあるんでしょうけど、結構重要な促進をしていかないかんので、位置づけというか、根拠というか、その辺が、もしきちとしたもので独立性みたいなものが確保できたらいいのかなとか思っていますけど、それ、いずれにしても調べてもらって、諮問に応じというの、とることによって独立性がかなり、ほぼオーケーよということでしたらそれでいいんじゃないかと思いますが、それもあわせて調べていただくように。

○ 前田市民文化部長

市長の諮問の有無に応じてどういうふうに監視ができるかとか、それから、もうちょっと別の方法論があるのかどうかについて、一度きちっと、法務やこちらのほうでも検討して、整理させていただきます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 加納康樹委員

市民文化部じゃなくて、うちの議会事務局でもいいんですけど、四日市市内の条例において、市長の諮問に応じというところをすっ飛ばして委員会の設置を求めている条例があるのかどうかも調べておいてもらえばいいかと思うんですが。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

それもお願いします。

それから。

○ 芳野正英委員

次回に持ち越すのもしょうがないなと思うんですけど、要は、教育委員会とかほかの委員会と違うところは、いわゆる行政を執行する機関ですよ、教育委員会は。だから、ある程度の独立性というのがあると思うんですけど、これは、協働促進委員会は、ここにもあるように審議する機関なので、結局やることは審議なんですよ。実際の市民協働の施策は市の担当部局が行っていくので、そうすると、審議をするときのタイミングが独立していればいいということであれば、これ、市長の諮問に応じの文章を消せば、この調査、審議し、市長に意見を述べるという唯一の協働促進委員会が持つておる仕事の開始のタイミングが市長の判断じゃなくて、自分たちの独自でできると、これだけでええのかなという気はします。調べるまでもないとは思いますが。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

その辺も含めて、次回に一つ、先ほど加納委員のご質問もありましたので、その辺も含めて調べてください。

我々も、ちょっと、この市長の諮問に応じというのをすっ飛ばすだけでうまくいくのかどうか、今までにそんなことがぼんぼんやられているのかどうかもあれですし、行政委員

会のあれは法律で決まったやつなので、あれと一緒ににはならないと思いますけれども、それに似たものが四日市にあるのかないのかも含めてお調べいただきたいと思います。もしできればそれでいくと、一番独立性の高いものでスタートするというごことをお願いしたいと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

これ、簡単に調査できると思うので、きょう会議が終わって、何日間でもできるでしょう。

○ 杉浦 貴委員長

できると思います。

○ 笹岡秀太郎委員

委員会を待たずに事前配付してもらったほうがいいんじゃない、事が早く済むし。

○ 杉浦 貴委員長

なるほどね、わかりました、ここのところね、理由と。

それでよろしいでしょうかね。調べがついたらご報告させていただくと。このペーパーを再度配らせていただくような感じになると思いますけど、理由と、こんなのがありましたというのと、それから、それにしたがって、例えば文言をすっ飛ばすとか、違う形の委員会がありましたとかいうご報告をさせていただくといいですかね。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

それじゃ、そんなことでさせていただきます。

これについて、まだほかにご意見がございましたらいただきたいんですが、よろしいですか。

(なし)

○ 杉浦 貴委員長

そうしましたら、そんな形で。

○ 樋口博己委員

先ほど伊藤嗣也副委員長が言われた任命権者ですけれども、ちょっと今、横浜市を見ていたら、市長が認めるものという文言が条例の中であるんですけれども、今、案としては任命権者が誰という明確にないんですけれども、それ、ほかの市町で任命権者が明確にうたっているのかどうなのか。うたっていないとすると、逐条解説で、市長というふうになっているのかどうなのか、ちょっとその辺の確認の資料もお願いできればと思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

ご指摘の件も含めて、あわせて調査をさせていただきます。でき次第お渡しをさせていただきますと。

○ 杉浦 貴委員長

よろしく願いをいたします。

そうしましたら、この11条のほうもそういうことで、コンクリートはされませんでした、中身としてはこの形でやらせていただきたいと思います。

委員会形式というか、そこだけ、決まりましたら、調べがつかましたら、再度、確認だけしていただくような形になるかと思しますので、よろしく願いをいたしたいと思します。

もう少し時間がございますので、ちょっといろんなご意見をいただきたいと思います。きょうはお金の話、基金というか、どんな形でもってお金のやりとりをするかというところなんですけれども、一つは、基金みたいなものがあるって、それで、基金からお金が支出されると。

それから、予算の中にも既に事業として出てきていて、一般会計の中から事業として支

出されていく。大きな分け方というとそういう分け方があるって、それで、片や事業をするのについては、委託型の事業を切り分けていく、これは結構な分量があると。

それから、提案型、テーマを決めて、どんな形にするかあれですけども、市民側からテーマに沿った形で提案が出てきて、それに対して事業認定みたいな形で、事業と取り上げみたいな形になってやると。

それと、大きくはその二つになるのかな、事業の進め方にすると。事業としてはそういうふうな形、お金としては、例えば全部基金として想定しながらやるのか、やらないのかとか、その辺についてのアイデアというか、俺はこうやって思っているというあたりを少し、皆さんの意見をちょっとお聞きしたいなというふうに思っておるんですが、もうざっくばらんに言っていただいて。

○ 芳野正英委員

今、例えば、委員長の提案は、多分14条の財政的支援という部分だと思うんですけど、これ今、だから、個性あるまちづくり事業とか、補助金という形で支出している財政的支援もありますし、そういう基金という部分もあるとは思うんですけど、ただ、本来当委員会で審議するのではなくて、それは逆言うと、今から市役所がそういうアイデアを考えてくださいということでここに条例を付したのかなと思うので、そのアイデアは余りここでの議論ではないのかなというふうに私は思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

要は、行政のほうでやってくれという。

○ 豊田政典委員

僕は、委員長の投げかけこそがやるべきだと思っていまして、ちょっと意味合いが違うのかも分らんですけど、たたき台の条例案に沿って議論してきたんですけども、ずっと財政的支援なり、市の支援がどんな内容なのかというのがまだ合意ができていないと思いつつきたんですよ。今整理いただいた事業が二通りあるというところ、委託プラス提案型というのは、そこはそれとして、時々発言の中に出てくるような団体事業費補助、運営費補助みたいな、それがあいなのかなしなのかということとか、あるいは、拠点整備につ

いての補助金があるのかないのか。サポートセンターのようなものがあるのかないのか。これは、ほぼありで合意できたかなと思っていますけど、でも、条例が想定している支援の全体像というのが合意できていないように思うんですよ。

昔の話になりますけど、加納委員が昔配ってくれた、NPO支援条例は何たるものかというやつを改めて読んでいたんですけど、古いやつですけれども、大きく、この時点で先行している事例として、条例として幾つかあって、サポートセンターに重きを置いているやつもあれば、パターン化として。理念条例に押さえているやつもあれば、市民参加、協働を促進するような手だてにポイントを置いている。

それから、この解説書はむしろ金を出せと言っているような気がするんですけど、支援ね、運営費補助みたいな。

幾つかの先行事例がある中で、我々の四日市の現時点の情勢も見た場合にどれをとるかというところを、やっぱりそれはしとかなないと、行政に投げかけても具体的な提案というのは出てこないと思うので、そこの議論を今こそというか、今日という意味じゃないですけども、遅ればせながらというか。やらなければいけないのかなとずっと思っていますけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

きょうはもうどんどんお話をしていただきたいと思いますが、お金というか、財政的な支援とか、場所も、場所のほうは、おっしゃったように、確かにあれなんですけど、一番大きなのはお金の問題で、それについて、この委員会でやるかやらんか、先ほどの話、例えば、行政に投げられるものであれば投げてもいいやないかと。

いやいや、ここでアウトのやつを、概要を例えば決めると。あるいは、非常に細かいところまで決めるんやとか。いろんな考え方がありますので、なおかつ中身が細かく、先ほど言われた補助金の話やら、地縁団体の話やら、NPOの話やら、そうじゃない団体もあると思いますので、そういうものを、全体を見ながら、お金の問題はどのような形で処理するのかということなんですけどね。

だから、自分はこうやって思うておると。例えば、基金だけでいくんやみたいなのか、もうざっくりとでよろしいので、そういう中でいろんな人の意見のざっくりしたところ、ちょっときょうはお出しいただきたいなということで、まさしく豊田さんがおっしゃるよ

うに今からスタートの1球目というか。

○ 芳野正英委員

今の豊田委員の意見も踏まえて私も意見を述べさせていただくと、確かに横浜市とか豊橋、杉並も、これ、初期のころなので、逆に言うと、もう条例の中に基金の条項があって、基金の運用とか積立の方法、管理の方法とかももう詳しく条例の中に入れ込んであるんですよね、協働条例の中に。

そういうことまでをこの条例の中にはめ込むならば、それも、ここの中で制度設計の議論は必要かなと思うんですけど、ここからは僕の考えなんですけど、協働促進条例、四日市の場合は、その部分は、ある程度もう任してしまっている記載になっているのかなと思うんです。

それはなぜかという、横浜とかというのは、その当時はそういう考え方もなかったので、市民活動を促進する基金等をつくっていこうというのがなくて、条例が主体になってそれをつくってきたという経緯があるんだと思うんですけど、四日市の場合は、今、去年の年末にできたささえのまちの基金が、市民主導ですけど、できつつあって、それを、市もどういうふうに支援をしていくかという部分がもう既に立ち上がってきつつあることも一つあるので、そうすると、細かく市民協働促進条例の中に新たに基金をつくっていくことの必要性というのは、僕は余り感じていないものですから、そこは市のほうが知恵を絞ってもらおう。我々としては、そういった市の活動をしなさいよということをこの条例で規定するというふうに考えればいいのかというふうには思っているんですけど。

あと、補助金の運営費補助にするべきかどうかとか、その議論も確かに大事な視点なんですけど、それは補助全体の考え方で、今、もう議会として取り組んでいる部分のところなので、そこでの議論なのかなと。

当然、運営費補助を出してはいけないのはもちろんのことだと思うので、その部分、だめということはないんですけど、そのときには慎重な条件をつけてやっていかなあかんことだなと。それは、ほかの補助の使い方と一緒に、市民協働だから、その辺がハードルが緩いということはずないと僕は思っていますので、私は、そういう意味では、この特別委員会の中では、そこまでは踏み込んで話をせずに、別の場所というふうに考えているんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

特に補助金のところについては、僕自身も、この条例ができることによって、新たに補助金ができるという制度ができるとは全く思っていないんですよ、思っていないです。言われるように、既成の補助制度の中で議論すべきことなんですけど、時々、僕の聞き方が悪いのかわからないんですけど、これができることによって補助金が発生するんだという意見も出ているような気がするんです。そうでないと言っているということであれば、それを確認してほしいなということなんです。

例えば、登録なりをしたところには、一定の条件を付して運営費補助のようなものが出るんじゃないかということ的前提の発言に聞こえる場合があるんです、僕の聞き方では。そうじゃないよというところをそうやんかと言うなら、確認してほしいなと思って言っているんです。

そこまで。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ほか、どうでしょうかね。いや、俺はこういう制度を考えておるんやみたいな、こういう枠組みやという、違う枠組みとか考えて見える方が見えたら。補助金について、いや、わしはこう思うとかいうのがございましたら、出していただいても結構ですし、もう本当にざっくばらんに意見を言っていたらいいと思います。

○ 豊田政典委員

そうしたら、こんな投げかけをしますが、僕の解釈ですけど、芳野さんと近いんですけども、今まで議論をしてきて、この条例がカバーする範囲というのは、まず理念がありますよね。これは、みんなでまちづくりに参加しましょう、つくっていきましょうという理念があって、それから、何らかの届け出がされると。その届け出された団体には、団体の情報が公開されて、共有できて、期待されるのはネットワークなり、お互いの関係ができる仕組みができていく。そして、サポートセンターのような拠点が、今もあるけれども、

これを強化するような、整備するようなことがうたわれる。プラス、事業については、二つのパターンの事業制度というのが導入されて、それは、当然委託なり何らかの金が出るということ。

そして、市は市で、市長が計画をつくって、あるタイミング、どこかのタイミングで促進委員会なり、検証委員会が検証するというサイクルができ上がっていく。これによってすばらしいまちになっていくよと、ここまですよね。それ以外の細かいところについては任せようという意見もあれば、そこはまだ議論をするのかもしれませんが、そこまでの制度だと、条例だという解釈をしていますけど、それでみんな同じなのか不安なんです。

○ 杉浦 貴委員長

きょうは、もうそれを、今の豊田さんの大きな全体像というか、それについて、いや、それは違うやろうという方がもしおみえになるのであれば、ちょっとご意見をいただきたい。

○ 芳野正英委員

違う。

○ 杉浦 貴委員長

わかります、賛成でも結構です。

○ 芳野正英委員

僕の意見、認識だけちょっと発表させていただくと、この条例に対する捉え方なんですけど、僕は10年、20年前、市民協働という言葉ができ始めて動き出したところと今とは大分違って、四日市というのは、相対的に見ると、割と市民協働に熱心な地域で、市も、それなりにそこに対応してきたのかなというのが僕の今の認識なんです。

じゃ、なんでわざわざ条例をつくるのやというと、結局それは、例えば、これでいろんな市長がかわったときに、じゃ、例えばなやプラザを廃止します。市民センターの団体事務局、地区市民センターにあるのも、あれはなくしますというふうな方針転換がある可能性もあるわけですよね。

そうすると、この条例にある、例えば13条、活動拠点の整備の条項を持ってきて、いや、

市はそうやって書いてあるやないかと、今まで施設の充実を図ると書いてあるんだから、そんな市長の勝手な判断ではできませんよというふうな、本当に守るための条例というのを、僕は考えを持っておるんですよ。

だから、財政的支援にしてもそうなんですけど、本来なら、個性あるまちづくり事業みたいなのは、まさにそういう市民協働を促進するための一つの事業なのかなと思うんですよ。それは、条例をつくる前に、もう市は、四日市はやってきていますわね。これをなくすなり、そういうことを、もう全くしなくなったとしたら、いや、14条で財政的支援があるじゃないですか、なくしちゃだめでしょうというふうに言えるためのもの、もちろんそれ以外の部分、これ、考えて新しい事業も出していけなくはないと思うんですけど、この条例をもとに。

僕の今考えておる条例の位置づけというのは、もちろんこれをもとに多少の部分は進んでいこうと思うんですけど、大きく劇的にこれで、この条例をもとにして、四日市の部分を変えろというよりは、今進めてきている市と、市民団体の皆さんが進めてきたこれまでの市民協働のあり方を法的に位置づけるもの。さらに進められるところは進めるものというふうに僕は考えています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございました。

思い切り言ってください。

○ 川村高司委員

思い切りじゃないですけど、明らかに、なるほどと、今、相違点が明確になったなと思って、既存組織、既存団体を念頭に置いた条例づくりに対して、私は、そういう既存の組織を意識するのであれば、今の現状の検証が先にこなあかんと思うんです。検証もなしに、それは置いておいて、先、既存組織のための条例をつくりましょうかというのは、それはなしやなど。それこそ、プラン・ドゥー・チェック・アクションの中でのチェックをまずしてから、さらなる高みを目指すためにはどういう条例が必要かというプロセスに行くと思うんですね、私の個人的な考えですけど。

私のイメージは、既存の団体は特に意識していません。原点に帰って、本当に市民参加の、公共が本来担ってきた部分とか、一部では、行政はサービス業だと。いやいや、単

なるサービス業ではなしに、お互い自助でできることは自助でやりましょうという部分を啓蒙していくために条例が、そのプラスアルファに、そういう啓蒙活動のためになるのであれば非常に有効だなという認識なので、例えば、先ほどの話の中で、市長がもしか変わったときに、立場も違って、価値観も違うと、なくしてしまえという話になるかもしれない。でも、それは、そのときの首長が是々非々で、社会情勢も変わった上で一通りの役目は終わったと判断するやもしれませんし、盲目的に今までやってきたから、それを守るがための条例であれば、それは必要ないかなというのが私の考えで。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

もうあと5分ぐらいですが、きょうはもう言い放しで終わらせていただこうかなと思っておりますが。

○ 樋口博己委員

まず、一番根本というのか、今までボランティアや市民協働、いろんな形で、市民発議で伺ってきていただいたものを、検証と言われましたけど、検証なのかもわかりませんが、少し整理するための条例なのかなと。

豊田さんがかねがね事業に対する、事業をする場合に財政支援があるんだという、事業に対しての財政支援だという発言をよくされてみえますけれども、今まで行っていただいたものをしっかりと確認させていただいて、整理をさせていただいて、その上で財政支援というところもうたい込みであるので、財政支援をするためにはこうですよというところも少し明確化するのかなと。それによって、例えば、今まで少し持ち出しでやっていた部分のある活動があるとすると、そこには、きちんとこういう制度をつくったので、必要な分は経費としては出しますよと。当然運営補助というよりは、事業自体の支援になるのかなとは思っていますけれども、そんなような僕は整理をさせていただいています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

申しわけございませんが、もう12時が近づいてまいりましたので、ここらあたりで余韻を持ちまして終わりたいと思います。

次回は、今後の日程ということで、4月の10日と24日という両日ですが、いかがでしょうかね。どちらかいかんとか。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

そうかそうか。すみません。

そういうことでよろしく申し上げます。次回は、財政のところ、どのような支出の仕方とか、基金とか、そういうところから入っていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それじゃ、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

11 : 59 閉議